

みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン

～ 集う人々、あふれる笑顔

創るなりわい、つながる未来 ～

〔令和3年度～令和7年度〕

令和3年5月

宮城県農政部農山漁村なりわい課

はじめに

近年、都市住民を中心に、農山漁村での生活や豊かな自然・食・文化に触れ、人々との交流ができるグリーン・ツーリズム等への関心が高まっています。

このようなニーズに応えるため、本県では、農山漁村の活性化を図る方策の一つとして、平成10年に「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」を定め、平成17年度には「みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画」を策定し、グリーン・ツーリズムの推進と実践者への支援を行ってきました。

具体には、関係団体等との推進体制の整備、多様な地域資源を活かした体験・交流メニューの開発・充実、実践者の人材育成と情報発信を中心に支援してきました。また、東日本大震災後は、復興に向けて体験学習への助成やインバウンド対応など、滞在型交流の人口増加などを推進してきました。

一方でこの間、実践者の高齢化やグリーン・ツーリズムの多様化・成熟化、ニューツーリズムの進展等にともない、新たな課題やニーズへの対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」や農山漁村での生活にも注目が集まっており、副業などの多様なライフスタイルへの提案や都市企業との連携など、都市農村交流のあり方とその支援策を示す必要があると考えております。

こうした社会環境の動向や変化、これまでの推進状況等を踏まえ、この度、今後5年間の推進指針となる「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」を策定いたしました。

このプランには、これまで取り組んできたグリーン・ツーリズムに加え、交流・関係人口の創出をさらに進めるため、農泊等の受入体制の促進強化や民間企業との連携など重点的に取り組む項目を整理しております。

さらに、本計画を推進することで、農山漁村への移住・定住や農山漁村での副業などの多様なライフスタイルの実現が図られるものと考えております。

新しいプランの推進にあたりましては、農山漁村地域の皆様や関係団体、市町村が一体となり協働して取組を進めていくことが何よりも大切でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

終わりに、策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました都市農村交流実践者や有識者をはじめとする関係の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和3年5月

宮城県農政部長 宮川 耕一

目次

はじめに.....	1
目次.....	2
第1章 プラン策定にあたって.....	3
1 策定の趣旨	3
2 これまでの取り組みと課題	5
〔言葉の定義〕	8
第2章 推進プランの基本理念と方針.....	11
1 基本理念	11
2 基本方針	12
第3章 推進プランの体系及び取組内容.....	13
1 取組の体系	13
2 取組内容	14
<参考資料>	25
1 政策的位置づけ	25
2 推進プラン策定までの主な過程	28
3 関連事業一覧	28
4 関連指針・法制度等	29

第1章 プラン策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 背景と目的

宮城県では、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「余暇法」という。）のほか、平成10年に策定した「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」等を行動指針とし、20年以上にわたり、グリーン・ツーリズムを推進しています。特に、平成17年度からは「みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画」を策定し、4年ごとの見直しを経ながら農業者を中心としたグリーン・ツーリズムを実践する第1次産業従事者等への支援を行ってきました。その結果、県内の主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口は、平成28年まで継続的に増加してきましたが、近年はやや減少傾向にあります。

一方、近年の農山漁村は、人口減少や高齢化が加速しており、集落機能の低下や耕作放棄地の増加など、農山漁村の置かれている状況は一層厳しさを増しています。

我が県の農山漁村は、仙台市などの都市との距離が近く、世界農業遺産に認定された大崎耕土をはじめ、蔵王や三陸海岸などの美しい風土や豊富な地域資源にも恵まれた環境にあります。さらに、従来からの田園回帰や地方移住の動きに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による地方分散の促進、SDGsへの取組など、農山漁村への期待が高まっています。

このような状況のなか、魅力的で持続可能な農山漁村をつくりあげるためには、「みやぎ型グリーン・ツーリズム」に加え、農林漁業者をはじめ、地域内の様々な事業者の連携による「農泊」の実施や、地域外に居住し農山漁村と多様な関わりをもつ「関係人口」の創出、地域と都市企業との交流拡大など、多彩な交流を実施していく必要があります。また、これらの取組を中心的に行う、農山漁村の地域づくりを支える多様な人材育成と地域の体制整備への支援も一層必要になってきます。

この「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」（以下「推進プラン」という。）では、農山漁村を支える人材の育成と地域体制の整備を行うとともに、農山漁村と都市住民や企業との交流を拡大・多様化し、関係人口を創出するための推進方針と取組を定めます。この推進プランをもとに、農山漁村の維持・活性化に必要な「なりわい」を創出し、魅力的で持続可能なみやぎの農山漁村を目指します。

(2) 主な計画での位置付け

この推進プランは、新・宮城の将来ビジョン実施計画等における、都市と農山漁村の交流分野に関する行動計画として、策定しています。

① 新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月策定）

農山漁村の維持・活性化のため、集落体制づくりや人材育成、農山漁村の環境保全を支援するとともに、地域間や都市とのネットワーク形成や外部人材の活用などにより、関係・

交流人口の増加と、地域資源を有効活用したビジネス（なりわい）を創出し、持続可能な農山漁村づくりを推進していくこととしています。

② 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年3月策定）

持続可能な農村づくりのため、地域に暮らしながらその地域を支える人材の育成支援とともに、都市住民や企業とのネットワークを拡大する取組等により、地域外に居住し地域と多様な関わりをもつ関係人口の創出・拡大を図ることとしています。

（参考）第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画における推進指標 （単位：団体、人）

項目	令和元年 （基準年）	令和7年 （目標年）
農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数※1	0	55
都市と農村の交流活動事業に参加した人数（関係人口）	284	320

出典：宮城県農政部調べ ※1 農山漁村交流拡大プラットフォームへの参画団体数

[持続可能な農村づくりに向けて]



(3) 期間設定

第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画や水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）の中間見直し時期に合わせて、推進プランの期間を5年間とします。ただし、期間内であっても、農山漁村をとりまく環境や社会情勢等の変化に併せて、必要に応じた見直しを行います。

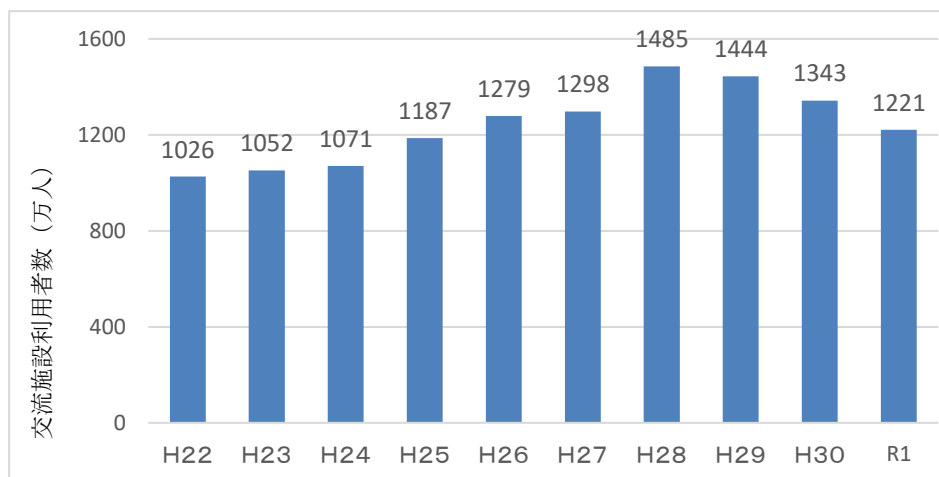
2 これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

宮城県では、平成10年に策定した「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向^{※1}」（P.28参照）及び「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針^{※2}」（P.29参照）を行動指針とし、グリーン・ツーリズムを推進してきました。また、実効性を高めるため、平成17年度に「みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画」（以下「GT行動計画」という。）を策定し、みやぎ型グリーン・ツーリズム実践者への支援を行ってきました。

第1期GT行動計画（H17～H20）では、推進体制の整備や人材育成、情報発信等に取り組み、第2期GT行動計画（H21～H24）では、地域ツーリズム推進組織の育成、「売れる」交流メニューの開発、都市と農山漁村が支え合うツーリズムの創出、第3期GT行動計画（H25～H28）では、東日本大震災等（以下「震災」という。）からの復興再生支援や、滞在型交流人口の増加等に取り組みました。また、直近の第4期GT行動計画（H29～R2）では、これらの取組に加え、インバウンドや移住・定住などへの支援、新たな実践者との連携なども取り入れ、みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進に取り組みました。その結果、県内の主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口は、継続的に増加し、一定の成果をあげましたが、平成29年以降は徐々に減少しており、新たな取組の必要性が高まっています。

[県内の主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口]



出典：宮城県調査

※1 みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向（平成10年5月）

本県におけるグリーン・ツーリズムの推進に向けて、地域の特徴を活かした推進方向を示しています。

※2 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（平成10年11月）

余暇法第4条に基づき定める県方針で、農林漁業をはじめとする豊富な自然的、文化的資源を活かしながら体験交流の拡大を図り、一層の地域活性化を推進するため、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進する方向性を整理しています。

(2) 社会情勢の変化, 動向

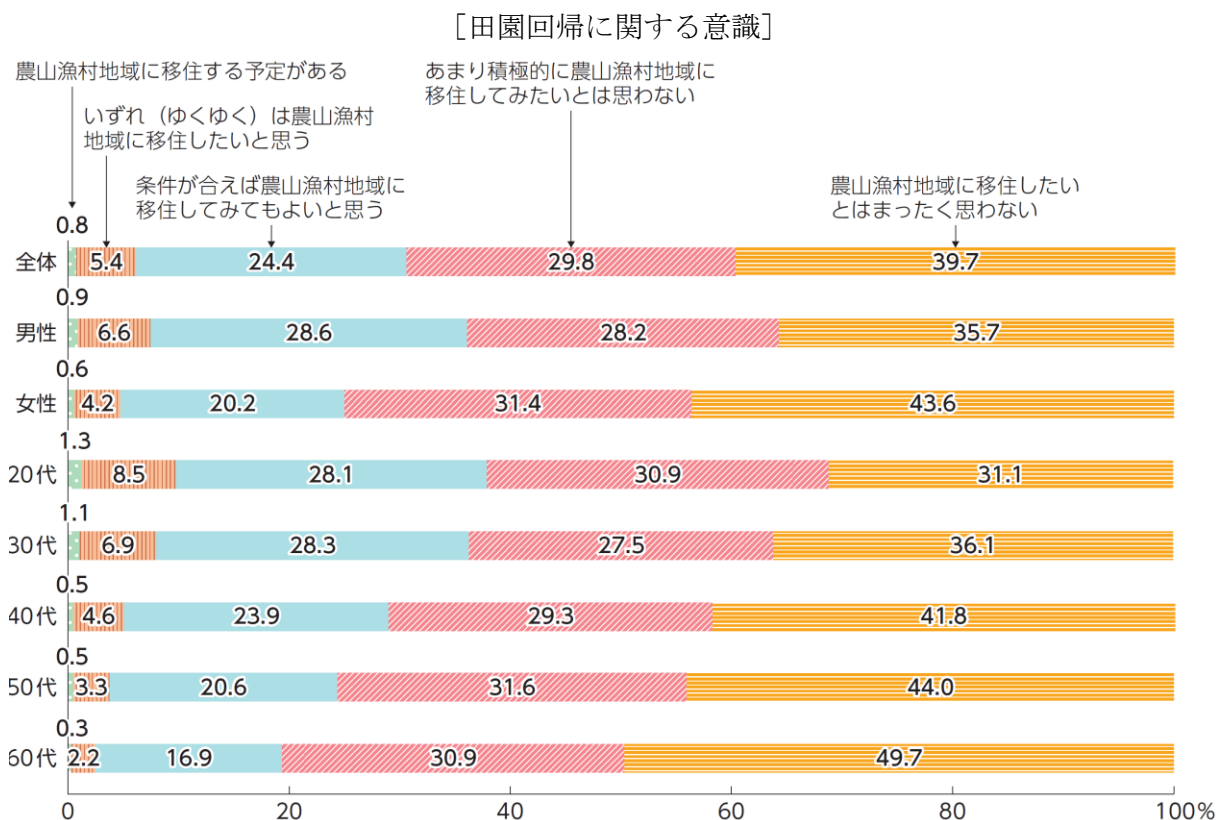
① 田園回帰と関係人口の増加

総務省の調査では、農山漁村へ「移住する予定がある」、「いずれ(ゆくゆく)は移住したい」、「条件が合えば移住してみてもよい」と回答した、移住に関心を示している割合が30.6%となっています。新しいビジネスやイノベーションが生まれる課題先進地域として、農山漁村への注目が集まっています。

また、国土交通省では、令和元年7月に、「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」を設置し、地域づくりを担う「関係人口」のあり方、その拡大に向けた施策の方向性を検討しています。農山漁村においても、「関係人口」がこれからの地域づくりの担い手として注目されています。

宮城県では、東日本大震災以降、復興ボランティアなどで地域に入り、その流れで地域と関わりを持つ方が増えました。また、地方創生施策や地域おこし協力隊の取組拡大により、県内でも移住・定住者が増えてきています。

農山漁村の維持・活性化には、こうした「田園回帰」の意識が高い都市住民や移住・定住に関心のある人材を農山漁村に迎え、地域の人々と共に「なりわい」を生み出しながら、「関係人口」の拡大を図っていく必要があります。



出展：農林水産省 令和元年度食料・農業・農村の動向記載の「総務省『田園回帰』に関する調査研究報告書」結果から

② 持続可能な開発目標への貢献

平成 27 年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」として 17 のゴールが掲げられました。

この推進プランでは、都市農村交流の拡大による持続可能な農山漁村づくりを通して、17 のゴールのうち次の 9 つへの貢献を図ります。



③ 新しい生活様式への対応

国内で令和 2 年 1 月に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、収束までは新しい生活様式を続け、感染拡大の阻止と経済活動の両立を図っていく必要があります。そのなかで、新型コロナの流行により、都市では、テレワークや web 会議などオンライン化が進み、働き方が大きく変わりました。また、消費活動でもネット通販やオンラインイベントなど、暮らしの様式が変化しています。

観光分野においても、マイクロツーリズムや自然・体験といった「安全・安心」「近場・近親者」「短期間」をキーワードとした観光ニーズの高まりや、オンラインでのツアーなど、観光の形態も変化しています。

めまぐるしく変化する感染状況と社会情勢を的確にとらえ、関係人口の増加や交流の拡大へとつなげるために、感染症対策を講じながら選ばれる地域づくりを目指していく必要があります。

（3）持続可能な農山漁村づくりに向けた課題

人口減少と高齢化の進む農山漁村の抱える課題は多岐にわたりますが、主に次の 3 つに集約しました。

① 「人」の不足

現状の農山漁村で最も深刻な課題が、地域で活動する人（人材）の不足です。人材不足は、農林水産業の生産力の低下だけでなく、集落機能の低下やイベント等の廃止など、他の課題の要因となり得る最も重要な課題です。特に、地域でリーダーシップを発揮し、中心となって活動する第 1 次産業の担い手や地域をまとめる地域コーディネーターが不足しています。

さらに、地域づくりやなりわいの創出には、新たな事業や取組を進めるためのスキルを備えた人材を育成していく必要があります。また、地域の方々にも、高齢化や人口減少を初めとした地域の諸課題を自分事としてとらえ、地域の活性化への意識を醸成していくことが求められます。

② 「仕組み」の不足

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村では、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しています。農山漁村は、生産活動の場であると同時に、日常生活の場でもあり、地域の共同作業や祭りなどの参加者の減少で地域行事の維持が困難になるとともに、地域資源や伝統文化の継承にも影響が出ています。活動が減ることで、地域内の交流や意思疎通の場も減ってしまいます。また、地域で活動する個人・事業者間の連携や協働による農山漁村の活性化も不十分といえます。

地域をどのように維持していくか、外部からの協力を得る手法など、地域の維持・活性化のための仕組みづくりが必要となっています。

③ 「なりわい」の不足

農山漁村の生産現場では、担い手不足により、地域の収入減少だけでなく、経済的循環の停滞、耕作放棄地や鳥獣被害、山林の荒廃、ひいては海洋環境悪化など、地域資源の維持にも影響を与えます。第1次産業や交流活動を継続させるためには、経済的自立を目指した新たななりわいを創出していく必要があります。あわせて、昨今は田園回帰や地方分散など、地方への関心が高まっているため、地域の特色を活かしたなりわいを展開していくことも重要になります。

〔言葉の定義〕

(1) 都市農村交流

「都市農村交流」とは、この推進プランで推奨する農山漁村と都市住民・企業との交流や事業連携等を指します。これには、従来の「みやぎ型グリーン・ツーリズム」の他に、「農泊」やビジネス的なつながり、地域と企業との協働など、農山漁村の維持・活性化につながる様々な人的交流を指します。

(2) みやぎ型グリーン・ツーリズム

「みやぎ型グリーン・ツーリズム」とは、平成10年に策定した「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」の中で定義しており、次の「農山漁村を舞台とした交流活動」及び「共生の交流活動」であって、宿泊の有無等にこだわらず多様に展開することとしています。

① 農山漁村を舞台にした交流活動

宿泊の有無にこだわらず日帰り型交流もグリーン・ツーリズムとして位置付け、多様な交流活動を通して、民宿やレストラン等の農林漁家の主体的な取組を生み出します。

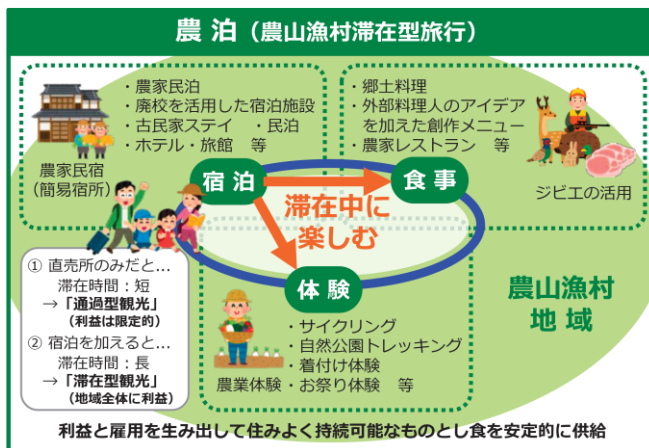
② 共生の交流活動

交流の担い手は、農林漁家を中心に、祭りや伝統文化・芸能、自然探索等のように高齢者や他産業従事者も含め、地域ぐるみで行う共同の取組を推進します。交流対象は都市住民とつつ、地域の相互交流など広範な交流を通じ、相互理解と共生を目指します。

(3) 農泊

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります。

[農泊の実施イメージ]



[多様な人々による農泊の展開]



出典：農林水産省

(4) 地域コーディネーター

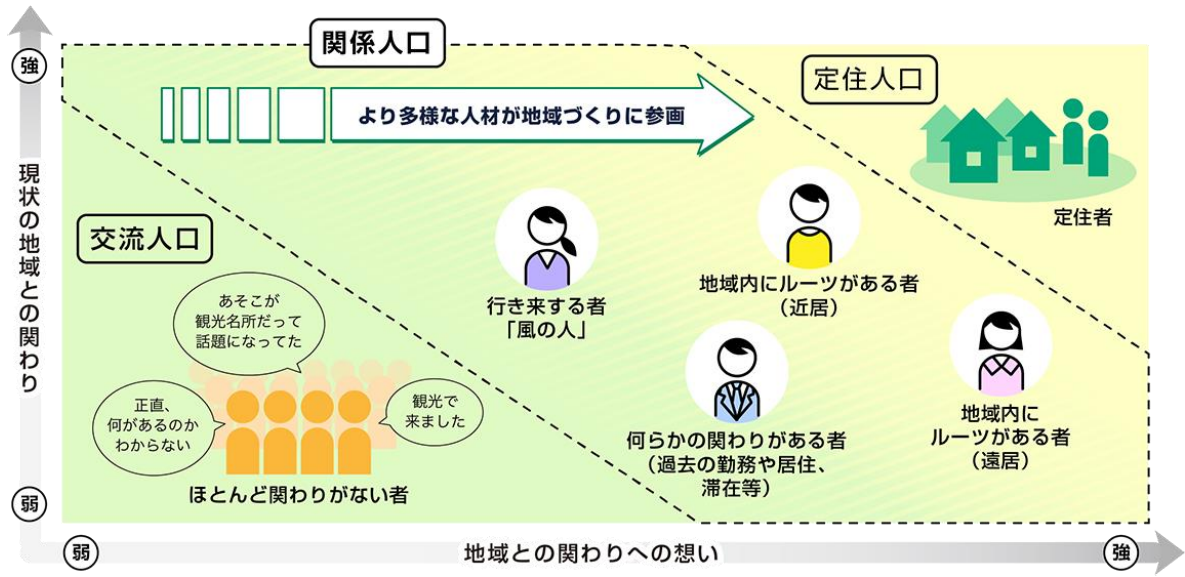
都市住民や企業との交流・連携を進めるにあたり、地域側の中心的人物として活動する人を指します。地域コーディネーターの役割は、地域の人々をまとめながら、地域課題の把握、地域資源の掘り起こしなど、地域側の体制づくりでけん引役となることに加え、都市住民等との交流では、調整役や地域と都市との人々をつなぐ橋渡し役としても活躍することになります。

(5) 関係人口

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

[関係人口のイメージ]



出典：総務省 関係人口ポータルサイト

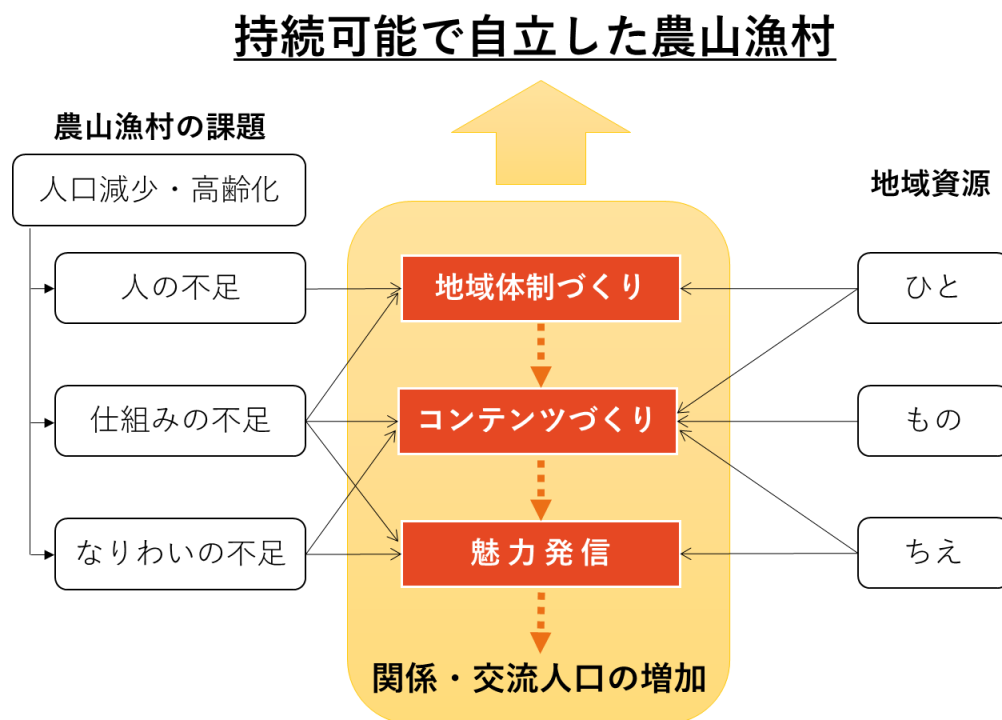
第2章 推進プランの基本理念と方針

1 基本理念

「ひと・もの・ちえを総動員した，多様な人々による多彩な交流」

地域内外の人々〔ひと〕により，特色ある地域資源〔もの〕を活かした新たな「なりわい」を創出〔ちえ〕し，農山漁村と都市の人々が多彩な都市農村交流を生み出します。そのなかで，都市農村交流と地域づくりを並行して推進し，持続可能な自立した農山漁村を目指します。

(1) 推進プランの描く農山漁村の将来像



(2) 将来像を目指す地域の意識醸成

- ・自分事として地域を考える
- ・地域の将来を語りあい，ビジョンを共有する

(3) 将来像に向けた県の役割

- ・地域（市町村）間の連携促進
- ・広域的な出会いとネットワークづくり
- ・新たな「なりわい」のモデルづくり
- ・都市や県外への情報発信

2 基本方針

推進プランの基本方針は、次の4つとします。

(1) 地域ではぐくむ ～受入体制づくりと実践者の育成～

地域ぐるみの取組が行えるように、地域内ネットワークの形成と受入体制づくりを支援します。また、地域間ネットワークを強化するための交流の場を設けます。持続可能な農山漁村づくりには人材が最も重要と位置付け、地域コーディネーターを中心とした実践者の人材育成と併せて、外部人材の登用や支援を行っていきます。

取組内容

活動組織の育成支援，実践者の育成，外部人材の活用

(2) 地域でみがく ～多彩なコンテンツの開発～

農山漁村の環境や食文化，伝統行事など，地域資源を活かした交流コンテンツづくりに加え，交流施設や通信環境，感染症対策などの受入環境整備を支援します。また，地域と都市企業の連携につながる出会いの場を設け，交流を通じた新たな「なりわい」の創出機会を提供していきます。

取組内容

体験交流コンテンツの開発，受入環境等の整備，新たな交流ビジネスの展開

(3) 地域を売り込む ～情報発信の強化～

宮城県が設置する農泊のポータルサイトやSNSを中心に，様々なメディア媒体を活用して，農泊に関する施設やイベントなどの情報を発信していきます。また，都市住民や企業に対して，交流促進のため情報提供を行っていきます。

取組内容

交流施設等の活用推進，都市住民や消費者への情報発信強化

(4) 地域をささえる ～支援体制と環境の整備～

従来から活動しているグリーン・ツーリズム推進団体に加え，新たに設置した農山漁村交流拡大プラットフォームや各地域の農泊推進協議会など，地域のネットワーク化と支援機関との協力体制を整えます。また，法制度面での課題の把握と対策の検討や実践者への情報提供を行い，より安心な交流活動が行える環境をつくります。

取組内容

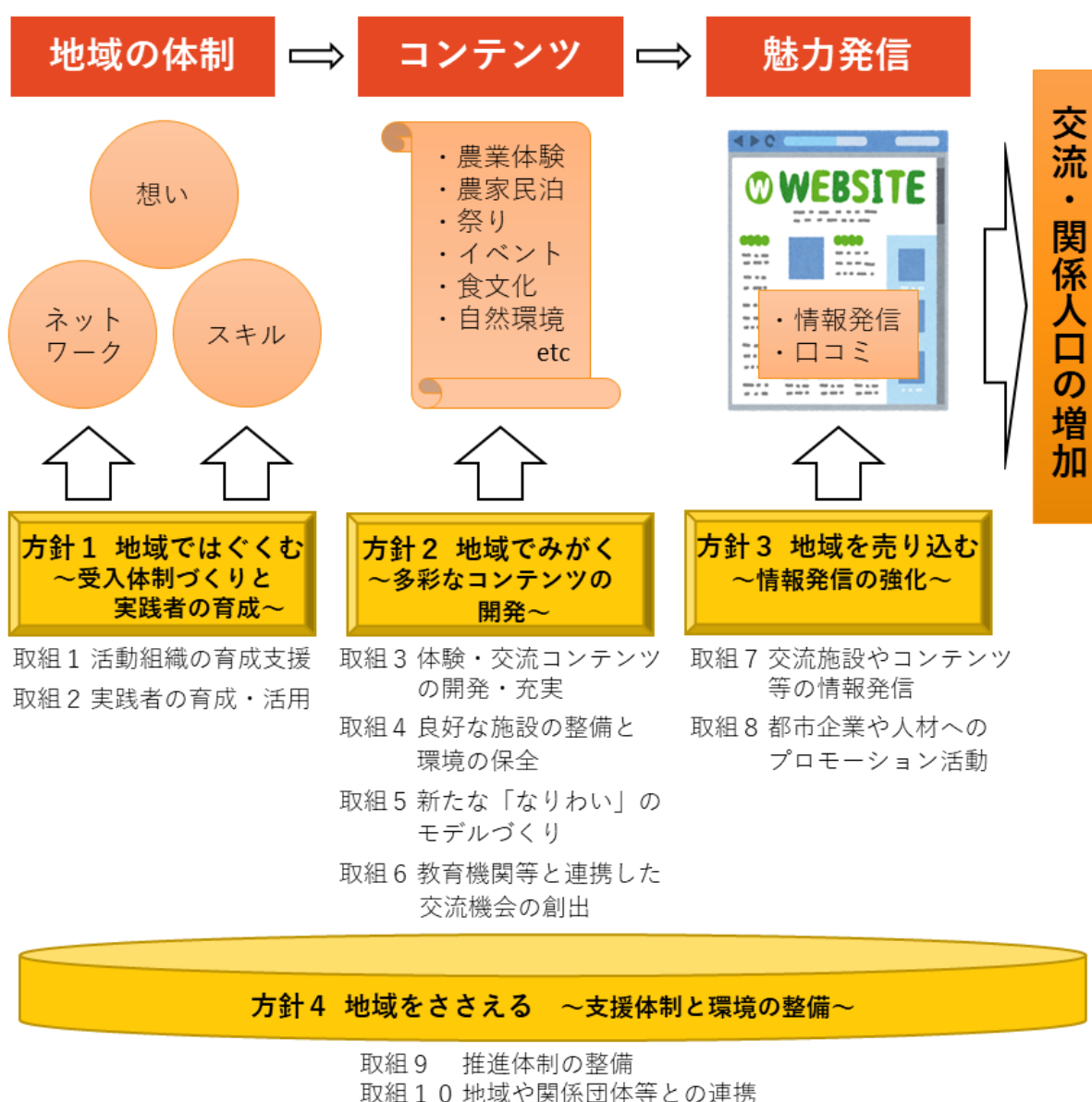
推進体制の整備，地域や関係機関との連携・調整

第3章 推進プランの体系及び取組内容

1 取組の体系

交流の拡大に向けた農山漁村での活動を「地域の体制づくり」「コンテンツづくり」「魅力発信」の3ステップに整理し、それぞれのステップと基本方針・取組の体系を整理しました。

推進プランの基本方針（取組）と支援のイメージ



2 取組内容

(1) 地域ではぐくむ ～受入体制づくりと実践者の育成～

取組1 活動組織の育成支援

農山漁村の維持・活性化は、実践者が個別に事業展開するだけでは限界があり、地域ぐるみで取り組むことで、交流コンテンツの幅が広がっていきます。また、実践者と地域住民がお互いの地域資源や知恵、スキルを提供し協働で活動を行うことで、新たなアイデアや事業が生まれる可能性を秘めており、このような連携が地域の結束強化にもつながります。

① 地域の受入体制づくりへの支援

各種農村振興施策や地域外との交流活動の取組のある地域に対し、組織単位での農泊や援農ボランティアなどの交流活動を実施するための体制づくりを支援します。具体には、専門家などの派遣によるスキル向上やワークショップによる集落内の連携強化、課題の共有、隠れた地域資源の発掘・維持・継承などを支援していきます。

[集落でのワークショップ]



[地域を巡回して資源を発掘]



② 地域への情報提供

農泊や都市農村交流に関心があり、実践に向けた準備や具体的な活動事例、更なる充実した交流活動に取り組むための情報を必要としている地域や実践者が多く存在します。こういった実践者や地域に対し、ホームページや電子メール、県の地方機関等を通じて、宮城県や国、関係団体の支援内容や他地域の活動事例など、地域活動に有益な情報提供を行います。

③ 農山漁村交流拡大プラットフォームでの交流

交流活動を行っている実践者や地域間の交流は、情報や課題、活動事例の共有や、悩みの相談などにより、課題解決への気づきや人材育成につながります。また、地域間のネッ

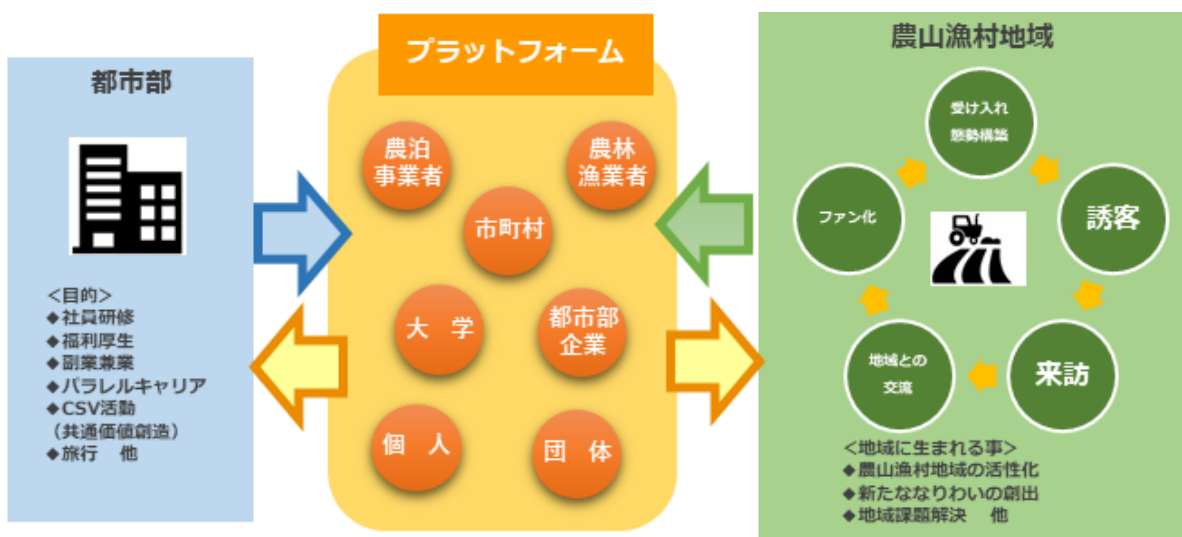
トワーク化や連携による新たな活動やビジネスの創出など、異なる地域の特色を活かした広域的な取組も可能とします。

農泊や体験プログラムなどの交流ビジネスを展開する地域の人材や事業者、団体と、県内外の企業や個人事業者などとのネットワークを構築するための交流の場として、「農山漁村交流拡大プラットフォーム」を設置しています。農山漁村交流拡大プラットフォームでは、都市企業との出会いの場だけではなく、地域内の事業者同士の連携や県内地域間の出会いの場も提供し、地域内・地域間連携による新たな「なりわい」への発展を支援していきます。

【農山漁村交流拡大プラットフォームとは】

農泊や体験プログラムなどのビジネスを展開したい農林漁業者や団体、さらに県内外の企業や個人とのネットワークを構築するための“交流の場”です

[農山漁村交流拡大プラットフォームの構成イメージ]



取組2 実践者の育成・活用

地域にとって、生産物、景観、文化などの「もの」は重要な資源ですが、「ひと」は最も重要な地域資源となります。農山漁村の「ひと」が笑顔で生活し交流活動が実践できるよう、意識の向上を図りながら、知識や技術の蓄積を支援します。

① 地域人材の育成

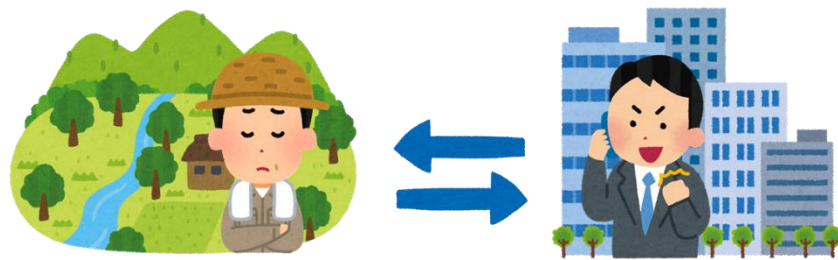
農山漁村の維持・活性化を中心となって活動する実践者を育成するため、研修会や講師等の派遣を行い、地域人材の育成を図ります。

特に都市農村交流にて地域のけん引役となる地域コーディネーターの育成に力を入れ、地域が直面する課題の解決に向けた取組を学べる研修や、地域をまとめるためのスキル、地域や交流に関する情報発信力を磨くための研修等を活用して、地域コーディネーターを育成していきます。

② 多様な外部人材の登用

人口減少や高齢化の進む農山漁村の活性化には、地域住民だけでなく外部人材の力も借りる必要があります。地域おこし協力隊の活動や定着に向けたサポートに加え、農山漁村での副業・兼業の誘致、民間企業と地域とのマッチング、援農ボランティアなど、外部人材を地域に巻き込み、地域づくりを支えていきます。

また、県内の実情を理解し、行政的手続や都市住民・企業との橋渡しのためのスキルを持った、自治体や農業協同組合の職員又はその退職者などの応援人材の活用を図っていきます。



(2) 地域でみがく ～多彩なコンテンツの開発～

取組3 体験・交流コンテンツの開発・充実

住民や地域コーディネーターが中心となって行う、地域の特色を活かした都市農村交流のための体験・交流コンテンツの開発や地域での交流体制づくりを支援します。

① 地域資源を生かした交流コンテンツの開発・充実

都市住民や企業が地域に滞在して交流を深めるため、歴史や食文化など地域性を活かしながら、地域資源を有効活用した交流コンテンツづくりを支援します。

開発にあたっては、地域住民だけでなく自治体や民間企業、NPO法人、大学等の様々な協力を得ながら、地域資源の発掘やその活用方法を検討できるよう支援していきます。

② 伝統文化の継承と地消地産*の推進

地域に伝わる伝統的な食文化や祭り、行事などを交流コンテンツに組入れ、地域の特色のあるコンテンツを提供するだけでなく、地域内でもその伝統文化を受け継いでいく仕組

みづくりを支援します。さらに、地消地産を意識した交流や体験の場を設け、交流の場での生産物の消費に結び付け、地域内の経済を循環させます。

※地消地産 地域で消費するものは地域で生産・供給しようという考え方

[農山漁村の有する多様な地域資源]



③ インバウンドに対応した交流コンテンツづくり

インバウンドによる体験学習や農泊等は、一般的な観光地では味わえない日本ならではの農山漁村の風景や体験、住民との交流へのニーズが依然として高く、新型コロナ収束後は、積極的な受入れを推進していきます。また、インバウンド対応に向けた研修会などを開催し、既存コンテンツのインバウンド対応など、受入体制づくりも進めていきます。

④ 新しい生活様式に対応した受入環境づくり

新型コロナが収束するまでは、都市農村交流にあたり受け入れる地域側の安全も確保する必要があるため、新しい生活様式に対応した受入環境づくりを行っていきます。感染症対策に必要な知識を学ぶ研修会などを開催し、受入体制を進めるとともに、安心安全、近場、短期間といった観点から高まっているマイクロツーリズムへのニーズをとらえ、同じ市町村内や圏域など地域に近い消費者を対象とした交流を推進していきます。

取組4 良好な施設の整備と環境の保全

① 農林漁家民宿や農漁家レストラン等の受入交流施設の充実

農産物直売所や農漁家レストランなどの交流活動の拠点や、農林漁家民宿（あるいは民泊）施設などの宿泊先を充実させるため、研修会や専門家派遣などを活用し、施設の開業や受入施設の設置・整備への支援を行っていきます。

② 良好な農山漁村環境の保全

県北に位置する大崎耕土（大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町）は、持続可能な水田農業を支える伝統的水管理システムが評価され、平成29年12月に世界農業遺産に認定されました。また、県内には伝統的な棚田農業を行っている地域もあり、このような伝統のある農山漁村の自然環境，技術，景観などの維持・保全への支援を行っていきます。

[大崎耕土の居久根]



[丸森町大張地区の棚田]



取組5 新たな「なりわい」のモデルづくり

グリーン・ツーリズムや農泊などの都市農村交流に加え、今後は、都市企業と地域との交流・連携を強化し、関係人口の増加と併せて企業研修やワーケーション、CSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）など、新たな交流ビジネスの創出を図り、農山漁村の「なりわい」づくりを進めていきます。

① 都市企業等とのマッチング機会の創出

都市企業には、新たなビジネスや地域支援のために地域との出会いを求める企業や、地域での副業や移住などのニーズを持った人材が存在します。一方で、農山漁村にも人材不足や収入の確保など、都市企業・人材に対するニーズがあります。このような都市企業・人材と農山漁村をつなぐため、農山漁村交流拡大プラットフォームを介してマッチング機会を設け、新たな交流やビジネスの創出を支援していきます。

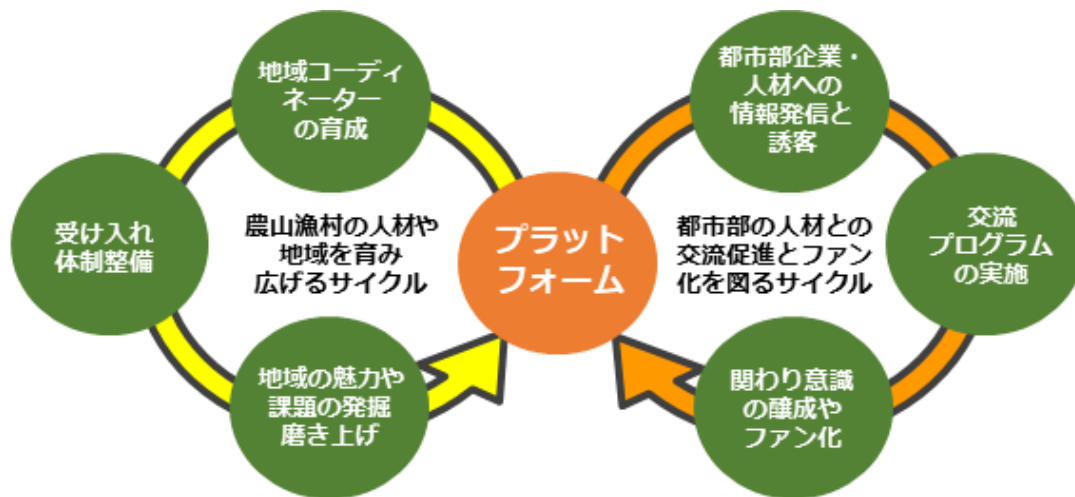
② 企業連携や新しい働き方に対応したコンテンツの充実

企業研修や福利厚生，ワーケーションなどの企業との交流には，大人数で利用できる宿泊場所や研修・会議スペース，通信環境の整備などのほか，企業に選ばれるため，地域独自の体験や地域課題を実感できるコンテンツを準備し，これらを効果的に組み合わせたプログラムを提案する必要があります。このような企業連携のための企業向けコンテンツづくりを支援していきます。

③ 地域間や都市との連携を活かした交流（ビジネス）モデルづくり

都市農村交流に取り組む意欲のある地域の事業者同士や，他の地域，都市との交流を促進することにより，協働による新たな事業やビジネスの展開が期待できます。また，課題や事例の共有による地域課題の解決や，人材の育成，企業からの人材支援や関係人口の増加なども期待されます。このようなモデルとなるビジネスの創出を図っていきます。

[農山漁村交流拡大プラットフォームを活用した地域づくりと都市企業との交流]



取組6 教育機関等と連携した交流機会の創出

農山漁村での体験や交流により，子ども達には，学習意欲や自立心，思いやり，豊かな人間性や社会性が育まれ，また，食の大切さや生活技術の習得などといった教育的効果が現れるとされています。一方，受入地域にとっても，収入だけでなく，子ども達から元気ももらい，地域の理解と活性化につながります。そのため，教育機関や観光関係者と連携し，地域と子供たちとの交流機会の創出を支援します。

① 農山漁村の生産活動，文化伝承に対する理解向上や食育の推進

地域の学校教育機関やPTAとの連携により，農林漁業体験や生活体験，祭り等の伝統行事，郷土食などの食文化に触れあう機会を提供し，食育，生産活動や文化伝承活動への理解醸成，郷土愛を育むといった活動を支援していきます。

② 農林漁家民泊の推進

宮城県では、平成15年度に「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針^{※1}」（P.32 参照）を定め、令和2年度には、国外からの教育旅行にも対応した方針へと改正しました。学校側からの体験学習へのニーズが高まるなか、この方針をもとに、研修会等を通じて、リスク回避の手法や保険への加入等の受入体制の整備を支援していきます。

あわせて、「子ども農山漁村交流プロジェクト^{※2}」を進め、受入れを希望している地域に対して、情報提供や体制整備等を支援していきます。

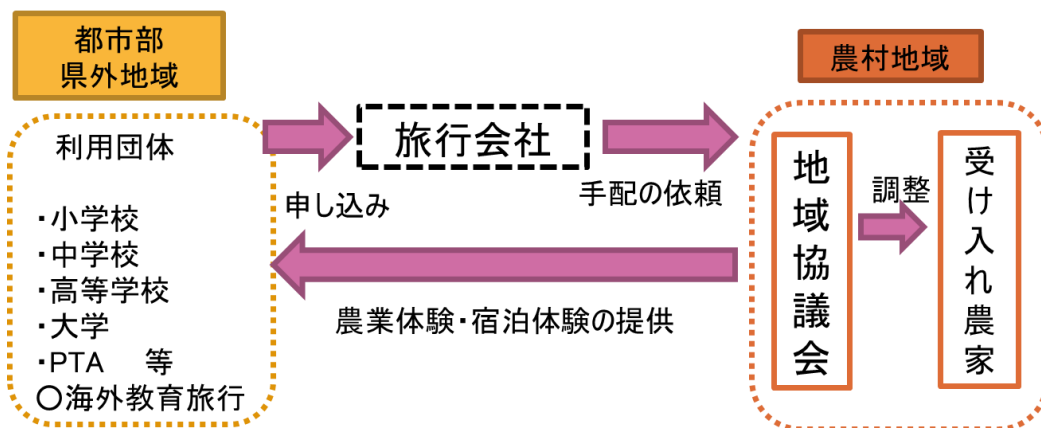
※1 体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針（平成15年12月策定 令和3年3月改正）

宮城県は、子ども達に多彩な体験活動の機会を与えるため、国内外の学生等が農林漁家に宿泊して行う体験学習は、一定の条件を付して、営業許可を不要とする実施方針を定めました。

※2 子ども農山漁村交流プロジェクト（ふるさと子ども夢学校）

農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校において農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を推進するものです。

[農山漁村地域での教育旅行のしくみ]



(3) 地域を売り込む ～情報発信の強化～

取組7 交流施設やコンテンツ等の情報発信

地域への集客や交流拡大のため、県や市町村、農泊実施団体など、都市農村交流に関わる様々な関係機関から広く情報発信することで、農山漁村の魅力を伝え、地域への集客へとつなげます。

① 農泊関連情報の発信

本県では、23の農泊推進団体が活動しています（令和3年5月現在）。また、農林漁家民宿や農漁家レストラン等の交流施設も多数存在します。これらが提供する体験コンテン

ツや交流施設の情報を広く発信するため、宮城県の農泊ポータルサイト「みやぎの INAKA で遊ぼう泊まろう」の内容を充実させ、農泊関連情報を発信していきます。

あわせて、SNS でも情報発信し、タイムリーな情報提供を行っていきます。

② 多様なメディアや関連団体からの情報発信

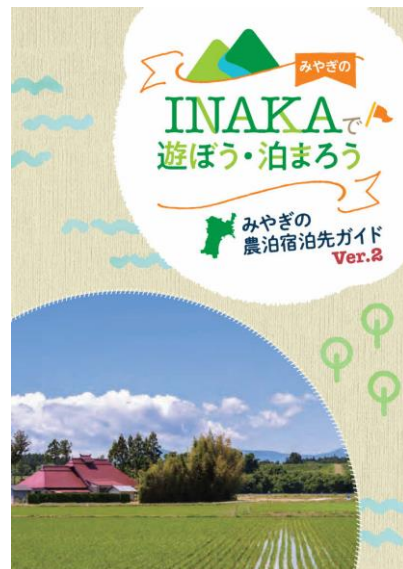
Web や SNS の他に、テレビ・ラジオや新聞・雑誌等のメディア、パンフレットなどの様々な媒体を活用し、農泊などの情報を消費者へ発信していきます。また、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会や関係団体の HP や広報媒体、県や市町村又はその職員からの情報拡散も推進します。特に地域に近い消費者には、簡単に情報発信できることから、各団体等からの情報発信を促していきます。

農泊やグリーン・ツーリズムの情報は、実際に体験した消費者の 2 次的情報発信や口コミも効果的なため、周りに情報を広めたくなる魅力的なコンテンツづくりを進めていきます。

[みやぎの農泊ポータルサイト]



[農泊ガイドブック]



③ 関係部局と連携したプロモーション

都市農村交流には、食や観光、移住・定住といった分野との連携が必要です。特に、県外に対して発信力のある観光プロモーションと連携することで、従来の観光コンテンツに加え、需要が高まっている農山漁村での非日常体験や農泊などのコンテンツを一体的に PR し、魅力的な観光 PR につなげていきます。また、食・物産分野との連携では、商品や食文化の PR・販売を通して地域のファンを増やすことで、将来的な交流・関係人口の創出を図っていきます。

取組8 都市企業等へのプロモーション活動

都市企業と地域の連携を進めるため、県内や首都圏の民間企業に対し、農山漁村の情報を発信していきます。企業のニーズを把握しながら、企業と地域双方にメリットのある連携となるよう、情報を工夫しながら地域をプロモーションしていきます。

① 農山漁村交流拡大プラットフォームからの情報発信

農山漁村と都市企業との交流の場として、農山漁村交流拡大プラットフォームにおける交流を促進し、企業研修や福利厚生、ワーケーションや副業などにつながる情報交換を行っていきます。また、連携事例を紹介し、都市企業や企業に勤める人材に、地域との連携や交流のイメージを伝えていきます。

(4) 地域をささえる ～支援体制と環境の整備～

取組9 推進体制の整備

地域における都市農村交流活動を支援するため、県庁内の関係部局間との連携体制を整備します。

① 庁内連絡会議の設置

農山漁村交流推進庁内連絡会議を設置し、農林漁業や観光・物産の振興を担う部署に加え、関連法制度に関わる部署等を交えて推進体制を構築します。定期的に会議を開催し、情報共有と連携強化を図ることにより推進プランの実効性を高めます。また、地方振興事務所や地域事務所との連携も強化し、農山漁村に近い地方機関による支援も充実させていきます。

[農山漁村交流推進庁内連絡会議の体制]

議長	農山漁村なりわい課長	
副議長	農山漁村なりわい課 総括課長補佐	
消防課	観光プロモーション推進室	農村振興課
地域振興課	農業政策室	水産業振興課
食と暮らしの安全推進課	農山漁村なりわい課	林業振興課
健康推進課	食産業振興課	生涯学習課
観光政策課	農業振興課	

② 政策間の連携強化

都市農村交流は、農林水産業だけでなく多様な分野にまたがった活動です。農山漁村交流推進庁内連絡会議の中で、農政部だけでなく他部関係課室とも施策の連携を深める必要があります。特に観光・物産や移住・定住の促進分野との連携をより一層強化し、交流人口から関係人口、定住人口へと、より地域に密着した人のつながりを作れる体制と政策連携を図っていきます。

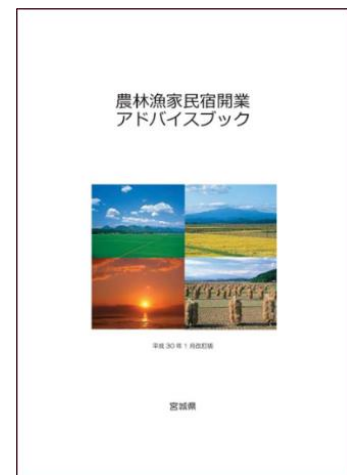
③ 関連法制度の検討

平成 28 年の旅館業法施行規則の一部改正で、「農林漁業者以外の者（個人に限る）がその居宅において営む場合」でも、農林漁業体験民宿を営む場合は、簡易宿所営業の客室の延床面積基準が不適用となりました。

[民宿の開業手引き]

我が県（仙台市を除く。）では、県独自で農林漁家民宿の開業に関する規制を緩和しており、平成 15 年に、旅館業法における男女別の浴室が必要とされる施設基準の一部を緩和しました。また、平成 23 年には、食品衛生法で定められた飲食店営業の施設基準のうち、厨房の構造や材質、手洗い設備の設置数等の一部を緩和しました（P.34 参照）。

引き続き、農林漁家民宿の開業手続の情報提供や営業に係る課題を整理し、安心して交流活動が行えるように法制度等を整備していきます。



[農泊に関わる宿泊の形態]

宿泊形態	内容	根拠法令等
農林漁家体験民宿 (農家民宿)	旅館業法による簡易宿所の許認可 通所規模（33 m ² 以上）と小規模（33 m ² 未満）に分かれ、 小規模は農林漁業体験等の提供を伴う民宿のみ許可	旅館業法 (簡易宿所扱い)
民泊新法による 民泊	民泊新法による届出が必要 施設は住宅（台所、浴室、便所等の設置） 年間営業日数 180 日以内 運営者又は他団体と連携して、体験を提供	住宅宿泊事業法 (民泊新法)
体験学習に伴う 農林漁家民泊	県実施方針に従い、体験学習を行うこと 市町村が受け入れに関与すること 食事は生徒自ら又は共同での調理とする	宮城県「体験学習に伴う 農林漁家への民泊の実 施方針」
ホテル・旅館	地域のホテル・旅館等 運営者又は他団体と連携して、体験を提供	旅館業法 (ホテル・旅館)

① グリーン・ツーリズム推進団体との連携

みやぎ型グリーン・ツーリズムを推進してきた「みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会」や地域の推進協議会と連携し、県内各地のグリーン・ツーリズム実践者のサポートに加え、そのネットワークを活用し、地域での事例づくりのサポートができる体制を整えます。

② 農泊推進団体等との連携

県内には23の農泊推進団体が設置され（令和3年5月現在）、各地域で積極的に農泊を実施しています。これら地域の推進団体の活動を支援するとともに、情報提供や地域間の連携を図っていきます。

〔県内の農山漁村振興交付金を活用した農泊推進団体（令和3年5月現在）〕



③ 市町村、観光業者、教育機関、地域住民等との連携

都市農村交流では、従来の農林漁業者に加え、関係団体や地域住民、外部人材など多様な人々の理解と参加が不可欠です。そのため、地域住民と、市町村や観光事業者、大学や高校などの教育機関、移住者等との連携を強め、地域課題やニーズの共有、人材育成を地域の様々な人材を巻き込みながら取り組めるよう、その連携体制を整えます。

<参考資料>

1 政策的位置づけ

(1) 新・宮城の将来ビジョン実施計画（令和3年3月策定）

取組 2-1 観光資源の創出や受入環境の整備

農山漁村地域において、農泊推進団体等が参画する農山漁村交流拡大プラットフォームを設立し、参画者間のネットワークングや人材育成を行うことで、自然、景観、産業、料理、文化、生活などの地域資源の磨き上げやコンテンツ化するなどの受入体制の整備を促進し、交流・関係人口を拡大します。

取組 10-3 地域コミュニティの機能強化と地域活性化の支援

地域の課題解決を図るため、CSA（Community Supported Agriculture（地域支援型農業）の略）の取組や、集落協定による農業生産・集落環境の維持活動により、地域住民が主体性・当事者意識を持って、持続的に課題解決に向けた取組を実践できるよう、集落内人材の育成や集落体制づくりを支援します。

また、「応援人材マッチングサイト」などを活用した、援農ボランティアや専門スキルを有するプロボノ等外部人材の活用を促進するとともに、「田園回帰」の高まりから移住・定住先として選ばれる協働型の農山漁村づくりを促進します。

取組 16-2 自然環境に関する情報発信及び学びの環境整備

農山漁村での宿泊や農業体験を通じた子どもたちの育成や地域交流、地域環境保全等に対する意識の醸成などを図るため、教育旅行等の受入団体への支援や、地域や学校教育との連携・協働による農村環境保全活動を支援します。

取組 16-4 都市と農山漁村の交流促進・景観保全や地域の魅力の発信

農山漁村の活性化を図るため、交流・関係人口の拡大に向けた受入体制の整備を支援するとともに、棚田等の良好な景観保全のため、生産活動の継続に向けた支援に加え、地域による保全活動や外部人材を巻き込んだ活動を支援します。

(2) 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年3月策定）

基本項目Ⅲ ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築

施策 10 関係人口と共に創る活力ある農村

農村の維持活性化のため、地域に暮らしながら地域を支える人材の育成支援とともに、県内外の個人や企業とのネットワークを拡大する取組等により都市などに移住し地域と関係をもつ関係人口の創出・拡大を図ります。

(参考) 推進指標

(単位：団体、人)

項目	令和元年 (基準年)	令和7年 (目標年)
農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数※1	0	55
都市と農村の交流活動事業に参加した人数(関係人口)	284	320

出典：宮城県農政部調べ

※1 農山漁村交流拡大プラットフォームへの参画団体数

施策11 地域資源を活用した多様ななりわいの創出

農泊経営などの新規事業の展開を促進し、新たな付加価値を生み出すとともに、地域雇用を創出する仕組みづくりを促進します。

(3) 第3期みやぎ農業農村整備基本計画 (令和3年3月策定)

基本項目Ⅱ 多様な主体が活躍できる農村の構築 ～活力ある農村～

施策4 関係人口と共に創る活力ある農村

地域を支える人材の育成支援とともに、県内外の個人や企業とのネットワークを拡大する取組等により地域と関係をもつ関係人口の創出・拡大を図っていきます。

施策5 地域資源を活用した多様ななりわいの創出

地域資源を活用した商品やサービス等の開発によるなりわいと雇用の創出を図っていきます。

(4) 水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期) (令和3年3月策定)

基本方向3 将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくり

施策9 自然環境や地域資源を活かした漁村地域の活性化

渚泊やブルーツーリズム等の推進による漁村地域のファンづくりなど、地域と多様に関わる関係人口の創出を図ります。

(5) みやぎ森と緑の県民条例基本計画(平成30年3月策定)

施策Ⅲ 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

取組8 地域・産業間の連携による地域産業の育成

森林トレイルや特用林産物など森林資源をフル活用した交流人口の拡大を図っていきます。

取組10 森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成

小中学生など，子供たちに対する森林環境教育等をサポートし，林業等に対する理解の醸成を図っていきます。

2 推進プラン策定までの主な過程

- ・令和3年2月中旬 農村振興施策検討委員会での意見交換（概要版）
- ・令和3年3月中旬 みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会（役員会）への意見照会
- ・令和3年3月下旬 宮城県議会自民党農業議員連盟への概要説明及び意見交換
- ・令和3年4月中旬 県庁内関係部署及び地方機関，市町村，農村振興施策検討委員並びに外部有識者への意見照会（本文）
- ・令和3年5月末 策定

3 関連事業一覧

（1）令和のむらづくり推進事業

- ・ワークショップ等を通して，集落での企画運営体制の構築や地域のリーダーを育成
- ・地域の課題解決をサポートする専門的な知識や経験を持った応援人材をマッチング
- ・なりわいの創出に不可欠な地域資源の掘り起こしから有効活用までを支援
- ・地域内外での地域資源のペアリングにより，新たな商品・サービスの開発を支援
- ・地域と都市企業をつなぐ「農山漁村交流拡大プラットフォーム」を設置し，研修会や交流会等を通して企業と地域をマッチング

（2）むらまち交流拡大推進事業

- ・農泊関連のポータルサイトの設置，SNS やパンフレット等での情報発信
- ・地方圏域単位での交流促進の支援（アドバイザー派遣，研修会開催等）

（3）地域資源・キャリア人材フル活用事業

- ・県職員の中から掘り起こした地域コーディネーター人材を SNS で地域とマッチング
- ・農山漁村地域での農泊等の受入れ
- ・都市人材や企業との連携に必要なコーディネーター人材の育成

（4）みやぎの地域資源保全活用支援事業

- ・地域住民活動による地域活性化を図ために，人材育成と地域資源の保全・利活用を促進

（5）みやぎ農山漁村デジタルトランスフォーメーション推進事業

- ・デジタル技術を活用するための DX 地域戦略計画を策定し，地域の実情にあった農山漁村の DX 実装化を支援

4 関連指針・法制度等

(1) みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向

「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」

平成 10 年 5 月策定 宮城県

我が国におけるグリーン・ツーリズムは、半世紀にわたる歴史を持つヨーロッパからみれば、まだ緒についたばかりであるが、労働や休暇に対する価値観の変化等を背景にゆとりある国民生活の実現や農山漁村における地域振興策の一つとして、その効用に大きな期待が寄せられ、各地で多種多様に展開されつつある本県においても、中山間地域を中心に熱心に取り組みが始められているが、「農林漁家が行う民宿」といった解釈が一般的だったことや、平地農村が多い、他産業への就業の機会が多い等の立地条件から、グリーン・ツーリズムへの関心は必ずしも高くなかったのが現状である。

しかし、グリーン・ツーリズムは都市住民のみならず農山漁村にとっても物心両面の豊かさ等多くの効用が期待できるものであることから、県内各地で柔軟かつ多様に取り組めるよう、その基本的な考え方や本県の自然景観、農林漁業、立地条件等の特徴を活かした進め方について十分な理解と共通認識をもって推進する必要がある。

そのため、本県におけるグリーン・ツーリズムの推進に向けて、基本的な位置づけについては「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」（以下「県方針」という。）に、地域の特徴を活かした推進方向については本文において示し、県内各層における行動指針とするものである。

みやぎ型グリーン・ツーリズムとは

(1) グリーン・ツーリズムは「農山漁村を舞台にした交流活動」

宿泊の有無等の形にこだわらず多様に展開する。公的施設を利用した滞在型交流、日帰り型交流についてもグリーン・ツーリズムとして位置づけ、多様な交流活動が進む中から、民宿やレストラン等への農林漁家の主体的な取り組みが生まれるよう推進する。

(2) グリーン・ツーリズムは「共生の交流活動」

交流の担い手は、農林漁家を中心に、祭りや伝統文化・芸能、自然探索等のように高齢者や他産業従事者も含め地域ぐるみで共同の取り組みを推進する。交流対象は、都市住民を主としつつ山村と漁村の相互交流等など広範な交流を通じ相互理解、共生をめざす。

(2) 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

「農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」

平成10年度策定 宮城県

第1 基本的な考え方

近年、経済的発展に伴う所得水準の向上や余暇時間の増大等により、心の豊かさや食に対するこだわり等の国民の価値観の変化に伴い、自然が豊かな農山漁村とそこで営まれる農林漁業への期待や関心が高まり、都市住民の中には余暇を利用して農山漁村に滞在し、農作業、森林施業、漁ろう等地域の農林漁業や自然等を体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、ゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素であり、都市住民との交流や農林水産物の販売等を通じて新たな文化的・経済的な効果が生まれることから、農山漁村における定住の促進や地域活性化の有力な手段としてとらえることができる。

本県は、日本三景の松島をはじめ陸中海岸国立公園や南三陸、栗駒、蔵王国定公園等の景勝の地に囲まれ、蔵王、船形、栗駒山等の秀峰と美しい森林、広大な水田、海、河川・湖沼、温泉等の豊かな自然に恵まれている。これらの自然環境を活かした水稻、畜産、園芸等の農業やスギ等の多様な木材やきのこ、山菜等の特用林産物を生産している林業、沿岸の漁業や養殖業等が盛んに営まれ、おいしい宮城米やきのこ、山菜、魚介類、水産加工品等の多彩で豊かな農林水産物を豊かに生産している。

また、古くから奥州における政治経済の要衝の地だったことから多くの史跡や伝統文化を有しており、現在は政令指定都市仙台を中心に高速道路・新幹線・空港等の交通基盤が整備され、県内外の交流人口は拡大が続いている。

このような多彩な農林漁業をはじめとする豊富な自然的、文化的資源を活かしながら体験交流の拡大を図り、一層の地域活性化を推進するため、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進することとし、本基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深め、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域を目指すものとする。

ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされ、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な景観が形成されている地域。

イ 地域の農業者による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われ、地域の農業生産活動や自然資源、地域で伝承されている食・工芸・芸能等といった諸資源を活かし、特色ある多様な余暇活動の提供ができる地域。

ウ 農村滞在型余暇活動の機能の整備が農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農家所得の向上等が図られる地域。

エ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等が計画的・総合的に整備された地域。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ計画的・総合的に行うものとする。

ア 地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用する。

イ 自然環境の保全との調和、農業の健全な発展との調和、居住機能との調和等に配慮する。

ウ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整の上、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努める。

エ 整備地区における農業者や農作業体験施設等の運営者等の組織化を図るとともに、市町村、農業団体等との連携及び民間活力の活用に努める。

オ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導や施設の運営等を行う人材の育成に努める。また、女性・高齢者の能力の活用に配慮し、地域住民の参加を推進する。

カ 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興に努める。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域について行うものとする。

- (1) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周辺の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
- (2) 自然資源・伝統文化が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、農村滞在型余暇活動における役割を發揮できる人材がいること。
- (3) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、適正に管理され有効に活用されていること。
- (4) 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的取組みのもとに、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備が促進されると認められること。
- (5) 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められること。
- (6) 市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれに特色ある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携のもとに、その成果の確保が図られること。
- (7) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

- (1) 整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺地等について、地域の固有の自然景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進するものとする。
- (2) 整備地区における良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置等、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

- (1) 農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を配慮した特色ある魅力的な施設等の整備に努める。
- (2) 都市住民等が滞在して農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民等の多様なニーズに対応した施設等の整備に努める。
- (3) 施設等の整備に当たっては、四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について、地域住民の意向を十分反映させて整備に努める。特に、女性、高齢者の能力の発揮の場の確保に努める。
- (4) 各施設等は総合的・計画的に配置して既存の施設等との調和を図るとともに、相互に有機的な連携を確保するものとする。特に、類似の施設等との重複がないように留意するものとする。
- (5) 施設の整備に際しては、地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮するものとする。
- (3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の向上・平準化や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材等の地場産品の活用・安定供給等についての協定づくり等地区の関係者の連携による取組みを推進するものとする。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的事項

- (1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか次のような性格及び機能を有する地域を目指すものとする。
 - ア 都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を活かし保健機能を増進する森林が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観を有する地域。
 - イ 機能の整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域を有する地域。
- (2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか以下の事項について留意するものとする。
 - ア 地域の森林・林業に関する認識及び理解を深め、森林整備に対する支援や参加の推進等地域林業の振興に寄与するよう努める。
 - イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。
 - ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図る等森林の多面的な機能の発揮に努める。
 - エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導を行い、快適で安全な体験をするための措置に努める。

(3) 体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針

「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」

令和3年3月改正 宮城県

農山漁村における体験学習は、農林漁業体験や農林漁家の生活体験をとおして、農林漁業に対する理解の醸成や職業感の形成といった観点からも効果が期待できる取組である。

国は平成30年度に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」において、「子供の農山漁村体験の充実」を位置づけ、令和元年度に閣議決定された第2期戦略においても、引き続き推進していくこととしている。本県の「みやぎ食と農の県民条例」第7条第8項においても「都市と農村の交流促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等を推進し、農業及び農村の重要性への理解醸成を図ること。」と規定されており、都市農村交流活動の推進において重要な取組みとなっている。

本方針は、農林漁家が体験指導に係る対価等を受けて実施する体験学習の受入方針を明確にし、体験学習における児童、生徒の安全の確保と教育的効果の実現を図るとともに、交流による農山漁村地域の活性化を目的とするものである。なお、旅館業法による農林漁家民泊の開業や、や住宅宿泊事業法(民泊新法)の届出による開業についても引き続き推進を図るものとする。

(体験学習の定義)

第1 体験学習とは、学校教育法第1条に定める学校に加え、国外の学校による教育旅行、及び学校以外の団体が、児童・生徒・学生を対象とし、教育的な目的により実施する旅行において実施する、農林漁業体験及び農山漁村での生活体験をいう。

(農家等民泊の定義)

第2 農家等民泊とは、第1に定める体験学習に伴い、児童・生徒・学生及びその引率者(以下「生徒等」という。)が農林漁家等(以下「農家等」という。)へ宿泊することをいう。

2 前項に規定する農家等民泊は、第8でいう組織が受入れした生徒等で、かつ、当該組織からの協力依頼によるもののみとし、農家等が自ら実施するものはこれに含まないものとする。

(宿泊人数)

第3 1回の農家等民泊において受け入れることのできる生徒等の人数は、安全の確保ができる範囲内とする。

(食事の提供の制限)

第4 農家等民泊における生徒等の食事は、生徒等が自ら調理するもの又は農家等と共同で調理するものとし、それ以外は食事の提供はしないものとする。

(衛生の確保)

第5 農家等は、受入れの実施に当たり、事前に検便等を実施するなど、衛生の確保に努めるものとする。

(宿泊の安全確保)

第6 農家等は、受入れの実施に当たり、事前に管轄の消防機関の指導を受けるものとし、受入れに使用する部分の延べ床面積等に応じて必要な消防用設備等を設置するものとする。また、受入れに使用する面積等について変更があった場合については、再度管轄の消防機関の指導を受けるものとする。

2 宿泊に供することのできる部屋は、1階部分で外部に向けた窓が設置されている部屋等、安全が十分に確保できる部屋に限るものとする。また、農家等は生徒等に対して避難口等の案内を事前に行うものとする。

(指導の対価等の受取り)

第7 農家等は、生徒等の体験に対する指導をした場合は、その内容に応じた対価を受け取ることができるものとし、その基準は別表に掲げるところによる。

2 前項に定める指導の対価は、第8でいう組織が指導内容及び指導時間を考慮し定めるものとし、その金額は体験指導に係るもののみとする。

3 農家等は、前記(1),(2)に定めるものの他、第4に定める調理に用いる食材料等を提供した場合は、その実費を受け取ることができる。

(実施組織)

第8 受入れする市町村等は、農家等民泊を円滑に実施するための組織（以下「協議会」という。）を設置するものとし、その機能は次のとおりとする。

- イ 生徒等の受入に伴う契約業務。
- ロ 農家等民泊受入の日程等の調整。
- ハ 受入農家等の指導。
- ニ 体験指導の対価の額の設定。
- ホ その他農家等民泊の実施に係る業務。

2 協議会は、実施しようとする体験学習内容等について事前に民泊体験を申し込む代表者（以下「申し込み代表者」という。）と協議を行い、全ての農家等において生徒等の安全が確実に確保できる場合のみ受入れするものとする。

3 市町村は、協議会を設置する場合は、様式第1号により、地方振興事務所長を経由し県へ届け出するものとする。届出は毎年度行い、内容に変更が生じた場合も届け出るものとする。

(協議会の構成員)

第9 協議会の構成は、市町村等に委ねるものとする。

(事故等の対応)

第10 協議会は生徒等の受入れに当たり、あらかじめ申し込み代表者と協議し、体験及び宿泊時等に係る安全対策等に関する事項について明確にしておくとともに、傷害保険等へ加入するなど事故発生時の対応等に万全を期すこと。

2 市町村は、体験学習の際に発生した事故等（下記に示すもの）について、協議会からの報告を受け、様式第2号により、地方振興事務所長を経由し県に報告するものとする。

- イ 事故による怪我や食中毒（主に病院を受診したもの）
- ロ 警察へ通報された案件、不法行為
- ハ その他、知事が必要とするもの

(農家等の登録)

第11 農家等民泊を実施する農家等は登録制とし、事前に協議会に届け出るものとする。

(研修の実施)

第12 協議会は生徒等の安全と衛生の確保のため、登録農家等に対し年1回以上の研修を実施するものとする。

(実施状況調査の実施)

第13 県は、第8の3に基づき市町村より届け出された協議会に対し、実施状況の調査を行うことができる。違法の疑いがある案件については、関係機関へ通報するものとする。

(その他)

第14 この取扱いによるもののほか、農家等民泊の実施についての必要な事項は協議会と関係機関とが協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本実施方針は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この方針の改正に伴い、「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針に係る当面の運用について（平成27年8月18日農村第329号）」は、廃止する。

別表

区 分	内 容	備 考
指導の対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物価格 体験指導に要する諸経費	体験のための材料費 体験指導のために要する労賃 収穫体験の場合
指導の対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎のために要する経費	

(4) 農林漁家民宿・民泊に関する規制緩和の状況

① 全国における規制緩和

関係法	規制緩和／通知等
旅館業法	<p>農林漁業者が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃 (H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能。 <p>農林漁業者以外が農林漁業体験民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃 (H28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能。 <p>旅館業施行令の一部改正により簡易宿所営業の客室延床面積要件の緩和 (H28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊者の数を10人未満とする場合は、3.3㎡に宿泊者の数を乗じた面積以上で許可を得ることが可能。(宿泊者数は2名以上)
道路運送法	<p>農家民宿が行う送迎輸送等を道路運送法の許可対象外として明確化 (H15, H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊サービスの一環として行う送迎輸送やその一環として行う周遊案内は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はない。
旅行業法	<p>農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化 (H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。
消防法	<p>農家民宿における消防用施設等の設置基準の柔軟な対応 (H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能。
建築基準法	<p>農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化 (H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模(客室延床面積33㎡未満)で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化。
農地法	<p>農業生産法人の業務に民宿経営等を追加 (H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加。
農山漁村余暇法	<p>農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大 (H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大。
酒税法・特区法	<p>農家民宿等における濁酒の製造事業の特区(どぶろく特区) (H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(6kl)を適用しない。
住宅宿泊事業法	<p>農家民宿等における濁酒の製造事業の特区(民泊新法) (H28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(6kl)を適用しない。

② 宮城県独自の規制緩和等(仙台市を除く)

関係法	規制緩和／通知等
旅館業法	<p>農林漁家民宿における構造設備(浴室)の基準緩和(施行細則:H15.10.27~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者が客室延床面積33㎡未満の民宿を行う場合、男女別々の浴室設置を必須としない。
食品衛生法	<p>農林漁家民宿における食事提供に係る施設基準の特例(取扱要領:H23.6.1~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者による一時的及び小規模な簡易宿所(客室延床面積33㎡未満)営業に伴う飲食店営業を行う営業日数が年間15日以内、食事提供は1日あたり9人以内の場合において、厨房の構造や材質、手洗い設備の設置数の基準を緩和。